

指定障害者支援施設 重要事項説明書

あなたに対する指定障害者支援施設サービスの提供について、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 擁童協会
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内624番地
電話番号	0585-32-0172
代表者氏名	理事長 河瀬 治行
法人設立年月	明治39年8月

2. サービスを提供する事業所

事業所の種類	指定障害者支援施設 平成23年4月1日指定	
事業所番号	2112600248	
事業所の名称	西濃向生園	
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内623番地	
連絡先	電話番号	0585-34-2723
	FAX番号	0585-34-2753
管理者	園長 近藤 満喜子	
サービス管理責任者	川島 豪	
サービス実施地域	大野町、揖斐川町、池田町、神戸町、本巣市、北方町、瑞穂市	
主たる対象者	知的障害者	
サービスの種類 および定員	生活介護 55名 施設入所支援 40名	
生活介護のサービス提供 日、提供時間	提供日 月曜日から金曜日(国民の祝日、4/30~5/5、8/14~17、12/29~1/4を除く。変更する場合あり) 提供時間 8:40~16:40	
開設年月日	昭和57年4月1日	

3. サービスの目的・運営方針

目的	障害者支援施設として、入浴、排泄及び食事等の介護、日常生活上の助言や相談・支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のための援助等を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめ細かな生活介護・施設入所支援サービスの提供を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	えん しゃ 園 舎	こう ぞう 構 造	てつきん こん くりー とくもく ぞう ひらやだて 鉄筋コンクリート木造 平家建
		のべゆかめんせき 延べ床面積	1,818.85 m ²
	じりつくんれんとう 自立訓練棟 (けやき棟)	こう ぞう 構 造	てっこつづくり 2かいだて 鉄骨造 2階建
		のべゆかめんせき 延べ床面積	281.39 m ²
	につちゅうかつどうとう 日中活動棟 (はなみずき棟)	こう ぞう 構 造	てっこつづくり ひらやだて 鉄骨造 平家建
		のべゆかめんせき 延べ床面積	425.70 m ²
	につちゅうかつどうとう 日中活動棟 (さぎょうとう 作業棟)	こう ぞう 構 造	てっこつづくり ひらやだて 鉄骨造 平家建
		のべゆかめんせき 延べ床面積	79.49 m ²
	ばん こうぼうけんきつき パン工房兼喫茶 (やまぼうし)	こう ぞう 構 造	もくぞう ひらやだて 木造 平家建
		のべゆかめんせき 延べ床面積	93.86 m ²
敷地面積			10,001.92 m ²

(2) 居室

きよしつ しゅるい 居室の種類	へやかず 部屋数	びこう 備考
ふたりべや 2人部屋	しつ 11室	
ひとりべや 1人部屋	しつ 34室	

※利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

(3) 主な設備

せつび しゅるい 設備の種類	へやかず 部屋数	びこう 備考
しょくどう 食堂	しつ 1室	
さぎょうしつ 作業室	しつ 2室	につちゅうかつどうとう 日中活動棟
いむしつ 医務室	しつ 1室	
せいようしつ 静養室	しつ 2室	
そうだんしつ 相談室	しつ 1室	
よくしつ 浴室	しつ 3室	
たもくてきしつ 多目的室	しつ 2室	
ごらくしつ 娯楽室	しつ 2室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、基準以上の施設、設備を設置しています。

さーびす ていきようしよくいん はいちじようきよう
5. サービス提供職員の配置状況

しよく しゅ 職 種	いんすう 員数	び こう 備 考
かんりしや 管理者	1めい 1名	
じ む しよくいん 事務職員	1めいいじよう 1名以上	
サービス管理責任者	1めい 1名	
せいかつしえんいん 生活支援員	16めいいじよう 16名以上	じようきんかんざん 常勤換算
い し 医師	1めい 1名	しよくたく 嘱託
かん ごし 看護師	1めいいじよう 1名以上	じようきんかんざん 常勤換算
えいようし 栄養士	1めい 1名	
うんてんしゅ 運転手	1めいいじよう 1名以上	

とうじぎようしよ こうせいろうどうしよ さだめるしていきじゆん じゆんしゅ していしやうがいふくし さーびす ていきよう しよくいん
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、
じようき しよくしゅ しよくいん はいち
上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

しよくいん しゅ じんむ の べ じ かんすう そうすう とうじぎようしよ じようきんしよくいん していきんむじかんすう
職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数
れい しゅ40じかん じよしたかず
(例：週40時間)で除した数です。

おも しよくしゅ きんむたいけい
主な職種の勤務体系

しよく しゅ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
じ む しよくいん 事務職員	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
さーびす かんりせきにんしや サービス管理責任者	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむじかんたい はやばん 早番 (7:00～16:00) にっきん 日勤 (8:30～17:30) にっきん2 日勤2 (9:30～18:30) おそばん 遅番 (11:30～20:30) やきん 夜勤 (16:30～翌10:00)
かん ごし 看護師	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
えいようし 栄養士	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)

さーびす ていきよう ないよう りようりようきん
6. サービス提供の内容と利用料金

かいごきゆうふたいしやう さーびす ないよう りようりようきん
(1)介護給付費対象サービス内容と利用料金

さーびす しゅるい サービスの種類	さーびす ないよう サービスの内容
そうだんおびえんじよ 相談及び援助	りようしやおよび かぞく きぼう せいかつ りようしや しんしん じようきようとう はあく てきせつ 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切 そうだん じよげん えんじよう おこないます な相談、助言、援助等を行います。

かいご 介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄など生活全般にわたる援助を行います。 ① 入浴 週3回以上 但し、必要に応じて適切に対応します。 (入所利用者に対応 通所利用者(在宅者)は給付対象外のサービスですので、そちらに記載。) ② 着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ③ 整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援をします。
けんこうかんり 健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。 また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
そうさくてきかつどう 創作的活動	創作的活動の機会を提供します。
せいさんかつどう 生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。(縫製作業、木工作業等)
よ か かつどう 余暇活動	将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援を行います。

介護給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額といいます)

なお、定率負担または、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 給付費対象外サービス内容と利用料金

サービスの種類	サービスの内容と利用料金
しょくじサービス 食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 朝食 7:45～ 8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 ※入所の方は3食のうち1食でも摂られれば、1日当たり 1,480円 ※通所(在宅)の方は昼食のみの提供で、1食600円(低所得者は350円) 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ食事を提供します
こうねつすいひ 光熱水費	入所の方は、使用量に関わらず、1ヶ月当たり 10,000円
※入所の方は上記サービスについて、特定障害者特別給付費が受けられる場合があります。 (障害福祉サービス受給者証に記載)	

おやつ代	おやつを摂られた場合おやつ代として、 1日 70円
通所者の入浴代	通所(在宅)の方の入浴サービスは、 1回 300円
余暇活動及び個別 かつどう 活動	余暇活動及び個別活動を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。(実費)
日常生活上必要と なる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものについては実費をいただきます。(実費)
創作的活動及び せいさんかつどうとう 生産活動等	創作的活動及び生産活動等を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものについては実費をいただきます。(実費)
社会生活上の便宜 の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合代行します。(実費)
預かり金管理	希望により日用品等の預り金を管理します。1ヶ月1,000円(入所者のみ)
通院付き添い	医療機関に通院で付き添った場合。 (原則入所者のみ) ○3時間以内 3,000円 ○3時間超 5,000円

(3) 利用料金のお支払方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込(なお、振込手数料はご負担願います)

おおがきせいのうしんようきんこ おおのしてん ふつうよきん No.165207
大垣西濃信用金庫 大野支店 普通預金
せいこうじょうえん えんちよう こんどう まきこ
西濃向生園 園長 近藤 満喜子

(セイノウコウジョウエン エンチョウ コンドウ マキコ)

7. 利用者の記録管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

8. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 苦情等申立先

そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんとうしや さーびす かんりせきにんしや かわしま ごう ・窓口担当者 サービス管理責任者 川島 豪 でんわばんごう 0585-34-2723 ・電話番号 たんとうしや ふざい ばあい じぎょうしよじむしよ おもうしで ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・なやみ・そうだん受付ボックスを玄関に設置しています。
------------------	--

だいさんしゃいいん 第三者委員	くりす てつし 栗栖 徹至	058-266-5010
	かしはら ただあき 柏原 忠昭	0585-34-1765
	かわせ さとる 河瀬 覚	0585-22-1816

うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	しょ ざい ち ん ぎ ふ し し も な ら 所 在 地 : 岐阜市下奈良2-2-1
	でんわばんごう 電話番号 : 058-278-5136
	F A X : 058-278-5137

(2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎゃくたいぼうし かんする 虐待防止に関する 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ さーびす かんりせきにんしゃ かわしま ごう 窓口担当者 : サービス管理責任者 川島 豪
	でんわばんごう 電話番号 : 0585-34-2723
	F A X : 0585-34-2753

9. 協力医療機関

いりょうきかん めいしやう 医療機関の名称	ぎ ふ めん た る くり に つ く 岐阜メンタルクリニック		
いんちょうめい 院長名	くりす てつし 栗栖 徹至		
しょざいち 所在地	ぎ ふ し わ か み や ち ょ う 岐阜市若宮町5-12-37		
でんわばんごう 電話番号	058-266-5010		
しんさつか 診療科	せいしんか 精神科	にゅういんせつび 入院設備	なし 無

10. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだめる しょうぼうけいかく たいおう 別途に定める、消防計画により対応いたします。			
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちきせつび ・自動火災報知機設備	あり 有	ほじょさんすいせん ・補助散水栓	あり 有
	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	あり 有	ゆうどうとう ・誘導灯	あり 有
	ひじょうようでんげん ・非常用電源	あり 有	すぶりんくラー ・スプリンクラー	あり 有
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだめる しょうぼうけいかくしよ のつとり つき1かい ひなん ぼうさいくんれん りょうしゃ かた ・別途に定める、消防計画書に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用者の方も さんか じっし 参加して実施します。			
ぼうかかんりしゃ 防火管理者	かみの ひろし 神野 博			

11. 事故発生時の対応について

りょうしゃ たいするしょうがいふくし さーびす ていきやう じ こ はつせい ばあい けん しちやうそん りょうしゃ かぞくとう
利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等
れんらく おこな ひつよう そ ち こう
に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、りょうしゃ たいするしょうがいふくし さーびす ていきやう ばいしやう じ こ はつせい ばあい そんがいはいしやう
利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償
をおこな
を行います。

だいさんしゃひょうか
12. 第三者評価について

ていきょう しょうがいふくしーびす だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
提供する障害福祉サービスの第三者評価の実施状況

じっし うむ 実施の有無	なし 無
-----------------	---------

とうじぎょうしよごりよう さい りゆうい じこう
13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

らいほう めんかい 来訪・面会	らいほうしゃ かならずげんかん らいえんうけつけぼ きにゆう めんかい ばあい しえんいんしつ 来訪者は、必ず玄関にて「来園受付簿」に記入し、面会の場合は支援員室にて めんかいひょう きにゆう ねが 面会票の記入をお願いします。
がいしゅつ がいはく 外出・外泊	がいしゅつ がいはく さい じぜん でんわ きょか とって らいえん じ がいしゅつ 外出・外泊の際は、事前に電話にて許可を取っていただき、来園時に外出・ がいはくとどけ ていしゅつ 外泊届を提出してください。
いりようき かん じゅしん 医療機関への受診	いりようき かん じゅしん けいぞくてき ばあい えんぼう じゅしんとう ほごしゃ 医療機関への受診が継続的になる場合や、遠方への受診等は、保護者により たいおう ばあい 対応していただく場合があります。また、入院の場合は保護者の付き添いをお ねが にゅうしよ かた 願います。(入所の方)
せつび きぐ りよう 設備、器具の利用	とうじぎょうしよ せつび きぐ ほんらい ようほう したがって はんしたごりよう 当事業所の設備、器具は本来の用法に従ってください。これに反したご利用に はそんな しょうじたばあい ばいしよ より破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん じさん おねがい じさん ばあい 貴重品は、できるだけ持参されないようにお願いします。持参された場合は、 りようしゃ せきにん かんり 利用者の責任において管理していただきます。
しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動、政治 かつどう えいりかつどう 活動、営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゅう ほか りようしゃ たいするしゅうきょうかつどう せいじ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治 かつどう えいりかつどう ごえんりよ 活動、営利活動はご遠慮ください。

ぎゃくたい ぼうし
14. 虐待の防止について

じぎょうしゃ りようしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう かき たいさく こう
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かんするせきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	えんちょう こんどう まきこ 園長 近藤 満喜子
------------------------------------	-----------------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止対策委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討など
おこな
を行います。

しんたいこうそくとう てきせいか
15. 身体拘束等の適正化について

しんたいこうそくとう てきせいか はか かき たいさく こう
身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

しょうがいふくしサービス利用料金表

令和7年4月～

つうしょ かた
～通所の方～

せいかつかいご
生活介護

サービス費 基本部分 (1日につき)	しょうがいがいしえんくぶん 障 害 支 援 区 分		6	5	4	3
	所要時間 しょうようじかん	いじょう みまん 4h以上5h未満	たんい 647単位	たんい 477単位	たんい 330単位	たんい 294単位
		いじょう みまん 5h以上6h未満	たんい 754単位	たんい 557単位	たんい 384単位	たんい 343単位
		いじょう みまん 6h以上7h未満	たんい 1,049単位	たんい 775単位	たんい 533単位	たんい 475単位
		いじょう みまん 7h以上8h未満	たんい 1,078単位	たんい 797単位	たんい 547単位	たんい 488単位
		いじょう みまん 8h以上9h未満	たんい 1,140単位	たんい 858単位	たんい 609単位	たんい 549単位
じんいんはいちたいせいかさん 人員配置体制加算 (Ⅳ)			たんい 38単位	(1日につき)		
ふくしせんもんしよくいんはいちなどかさん 福祉専門職 員 配置等加算 (Ⅱ)			たんい 10単位	(1日につき)		
ふくしせんもんしよくいんはいちなどかさん 福祉専門職 員 配置等加算 (Ⅲ)			たんい 6単位	(1日につき)		
じょうきんかんごしよくいんとうはいちかさん 常 勤看護職 員 等配置加算 (7)			たんい 11単位	(1日につき)		
しょくじていきょうたいせいかさん 食事提 供 体制加算			たんい 30単位	(1日につき)		
そうげいかさん 送迎加算			たんい 49単位	かたみち (片道につき)		
しょきかさん 初期加算			たんい 30単位	しんきりようかいし ひ にち げんど さんてい にち 新規利用開始日から 30日を限度として算定 (1日につき)		
にゅうよくしえんかさん 入 浴支援加算			たんい 8単位	いりよう け あ ひつよう かたまた じゅうどしんしんしょうがいがいしゃ たいし にち 医療ケアが必要な方又は重度心身障害者に対し (1日につき)		
ふくし かいごしよくいんとうしょうがいかいぜんかさん 福祉・介護職 員 等処遇改善加算 (Ⅰ)				しよていたんい たんい 所定単位×84/1,000単位		つき (1月につき)

※上記単位に10を乗じた金額となります。

※上記合計金額の1割を負担いただきます。但し、障害福祉サービス受給者証に記載の限度額が上限となります。